

令和 4 年 6 月 2 1 日

入札参加予定者 様

境港市清掃センター解体工事の質問回答書について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

入札閲覧設計書に関する質問回答書	
工事（業務）名	境港市清掃センター解体工事
提出年月日	令和 4 年 6 月 1 5 日
質 問 事 項	回 答
<p>1. 発注仕様書 1 2 ページに【解体工事の実施について】で所轄の労働基準監督署等の該当する官庁の受領及び指導に追加作業、測定等が生じた場合、全て本工事に含まれているものとして実施する。この調査及び調査結果に応じて発生する追加費用に関しては受注者負担とし、受注金額による変更契約は行わない。と記載がありますが</p> <p>1-1 解体工事に関する事項以外で追加指摘を受け追加工事費が発生しても変更契約は行って頂けないのでしょうか。</p> <p>2. 発注仕様書 1 9 ページに【5. 既存施設機能維持工事】（1）仮設計量器設置工事の仮設計量器、仮設計量棟、仮設休憩室はレンタル品として竣工時（令和 5 年 12 月 31 日）に本市に引き継ぎすること。と記載がありますが</p> <p>2-1 竣工時とは（令和 5 年 12 月 31 日）で宜しいですか。</p> <p>2-2 竣工後のレンタル費用、メンテナンス費用、撤去費用は別途と考えて宜しいですか。</p> <p>2-3 竣工後何時までご使用されますか。</p>	<p>1. 発注仕様書 3 ページ「1.適用範囲」にも記載の通り、変更が生じた場合は、本市の指示に従うものとし、この場合も原則として請負金額の変更は行いません。</p> <p>2-1 竣工時とは、発注仕様書に記載の工期は誤りであり、公告の工期（令和 6 年 3 月 1 0 日）が正としてください。</p> <p>2-2 竣工後のレンタル費用、メンテナンス費用、撤去費用は本工事に含まないものとしてください。</p> <p>2-3 仮設計量器、仮設計量棟、仮設休憩室等のレンタル品は令和 7 年 12 月末を想定しています。</p>